

ご意見・ご質問に対する回答について

資料3-1

質問番号	提出者	資料番号	スライド番号 (資料2-1は質問番号)	意見	回答(案)
1	一般財団法人電気通信 端末機器審査協会	資料2-2	4	4ページ目の# 6 (ACB per PLMN)については、端末側の挙動がHome網在圏時とローミング時で変わらないと思いますので、現在の端末設備等規則の重要通信の確保の条文によりすでに担保されており、別途規制する必要はないものと考えます。	資料3-2 論点整理（案）に整理いたしました。
2	一般財団法人電気通信 端末機器審査協会	資料2-2	4	4ページ目の# 9 (事業者表示)については、ネットワーク選択画面の表示、待ち受け画面の表示ともに現在は非規制です。現行法令とのバランスを考えた場合、法令によって保護すべきなのは表示する機能ではなく、標準化された救済網の名称が正しく表示されることなのではないかと考えました。このため、救済網の名称を総務大臣が指定し、その名称がネットワーク選択画面及び待ち受け画面に正しく表示されることを確保する規制としてはいかがでしょうか。	資料3-2 論点整理（案）に整理いたしました。
3	ソニー株式会社	資料2-2	5	販売済端末に関して「要件#2：IMSI送信機能」は要求されないと理解しましたが、IMSI送信しない販売済端末でも緊急通報ローミングに関するサービス制限 (NWからのRejectなど) は発生しない理解でよいでしょうか？	ご認識の通りです。
4	一般財団法人電気通信 端末機器審査協会	資料2-3	6	6ページ目の確認試験# 5の「救済網へ接続」の確認は、Attach Completeを確認するという理解でよろしいでしょうか。（前回確認を漏らしておりました。）	ご認識の通りです。
5	一般財団法人電気通信 端末機器審査協会	資料2-3	6	6ページ目の確認試験# 7の救済網名表示の確認は、4つの事業者名をそれぞれ確認するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、テストSIMでの試験は可能でしょうか。（前回確認を漏らしておりました。）	ご認識の通りです。
6	一般財団法人電気通信 端末機器審査協会	資料2-2	4, 6	第2回拡大分科会において「どう規則等に落とし込んでいくかというのは今後の議論」とのことでしたので、現行の規制との整合性等の観点から意見を申し上げます。 ローミング時の端末の挙動がHome網在圏時と変わらない機能であって、現在技術基準に規定がない機能については、法令による規制は不要と考えるのが合理的と考えます。仮に法規制が必要であるとすると、Home網での緊急通報にも支障が生じるおそれがあるはずなので、Home網の技術基準として規定すべきということになります。具体的には、4ページ目の# 5 (CellReserved)、# 7 (SSAC per PLMN)、# 8 (Capability制御)、# 1 0 (過度な再送抑制)、6ページ目の# 1 1 (規制中の緊急呼)が該当します。ただし、# 5 (CellReserved)は「救済網が救済開始」のシナリオで使われるので、実質的には確保されます。	資料3-2 論点整理（案）に整理いたしました。
7	ソニー株式会社	資料2-3	6	適合性確認試験案「#5 大項目：ローミング開始」の検証シナリオにおいて、「UE capabilityが認証取得済みのBandのみ有効となっていること」とあります。3点確認させてください。 (1) 発売後に対応Bandを追加し技術基準適合証明を再取得した場合は、上記検証部の確認のため技術基準適合認定の再取得が必須になるということでしょうか？ (2) 技術基準適合証明の取得済Bandと上記検証部の合格判断の基準ですが、完全一致が必須でしょうか？ それとも、技術基準適合証明の取得済Bandよりも少なくとも良いのでしょうか？ (3) 「認証取得済みのBandのみ有効」という判断が追加された理由は、技術基準適合証明/工事設計認証という別規則の違反確認を目的としたクロスチェックが目的だと理解しましたが、従来からある適合認定試験への確認点として追加をしないのはなぜでしょうか？ (クロスチェックが目的であれば、今回のローミング試験としての追加だけではなく、 従来からある適合認定試験での網接続時の判断基準として追加されるべきかと思います)	資料3-2 論点整理（案）に整理いたしました。
8	メディアテックジャパン 株式会社	資料2-3	6	確認試験#1に関して、資料2-1 質問12でも議論になりましたが、試験項目はフルローミング時に救済網でのNormal Attach動作に対する試験になり、緊急通報ローミング時の動作に対する試験ではない、と理解しております。その為、項目書にも「フルローミング時の救済網に対するNormal Attach動作に対する試験」である旨、記載した方が良いと思います。また、「接続」との表現ですが、確認試験#2では、緊急通報確立に対して「接続」との表現がございます。試験項目#1は、「接続」ではなく「登録」または「位置登録」との記載が良いと考えます。	資料3-2 論点整理（案）に整理いたしました。
9	ソニー株式会社	資料2-3	7	適合性確認試験案「#24 大項目：ローミング終了、中項目：救済停止後」の検証シナリオに関して3点確認させてください。 (1) この条件ですと、NWからRejectを返すようになるタイミングにおいてcellReservedForOperatorUse: Reservedも設定されることになりますでしょうか？ (2) (上記(1)がYesの場合) 電源未投入からの試験実施である条件Aは、救済停止後に電源投入しても規制を感知してAttach requestは出さない(Attach Rejectを受ける機会がない)のではないかと考えており、想定した試験シーケンス詳細を教えていただけないでしょうか？ (3) また、条件B、Cに関しまして、Reject causeやタイマー値の設定は統一された値になりますでしょうか。それともNW運用によって複数の条件での試験を想定されているのでしょうか？	本項目は機能実装要求#10の確認を行うテストとなり、NWへの過度な再送を抑制できていることを確認する検証シナリオとなります。中項目の“救済停止後”の記載を修正致します。 (1) cellReservedForOperatorUse: Reservedは設定されません。 (2) 救済網が救済開始後に電源投入して、自動で救済網にAttach Requestを行い、NWが何らかの理由で受け入れ不可（準備中、救済対象エリア外など）の為Attach Rejectが送信されることを想定しております。 (3) 現状各社NWで統一されたcause値、タイマー値指示とはならない想定です。こちらはNW実装を検討している技術仕様要件WG側と連携して明確化していく事になると考えています。
10	メディアテックジャパン 株式会社	資料2-3	6, 7	技術基準適合性確認試験案の確認試験全般に対してですが、テストSIMではなく、実運用に沿って、実運用と同じHPLMNを一つ選び、そのHPLMNを持ったSIMにて試験すべきと考えます。	前回の拡大分科会の議論から技術基準適合性試験案の各項目につきましては、UE Capabilityに関する箇所以外はHPLMN等での影響はないと理解しております。 そのため当該項目以外はテストSIMで検証可能の理解です。UE Capabilityについては実際のHPLMNでの検証とする事を考えております。 具体的に御社が影響を懸念されている機能をお知らせ頂けますでしょうか？UE Capabilityの項目同様に考慮を追加して行ければと思います。
11	ソニー株式会社	資料2-3	8	相互接続性確認試験案「#23 ローミング終了」において、検証シナリオに救済網の救済停止とありますが商用環境で容易に停止することはできないのではと考えます。単に救済網からHomeへ手動で切り替えができれば十分でしょうか。	ご認識の通りです。この項目の検証が想定するユーザーシナリオがどのようなものなのかについて記載させて頂いております。
12	キーサイト・テクノロジー株 式会社	資料2-4	4	シミュレータ環境で試験を行う際、各オペレータ様が持つPLMN全ての組み合わせに対して実施すべきでしょうか？ (測定器ベンダが各PLMNに対応した4種類のTest SIMを用意) 関連：資料2-1 質問番号17	技術適合試験項目ではPLMNは任意の1キャリアを素案とし検討しており、認定機関らの議論にて決定していただくことを想定しています。相互接続試験項目では、自網への復帰にて4キャリアPLMNを用いた試験することを検討しています。